

## 第三者割当により行う転換社債型新株予約権付社債券の募集の引受けに係る 「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について（案）

令和 2 年 6 月 17 日  
日本証券業協会

### I. 改正の趣旨

本協会では、自主規制会議の下部に設置した「プリンシプルベースの視点での自主規制の見直しに関する懇談会」において、第三者割当により行う転換社債型新株予約権付社債券（以下「CB」という。）の募集の引受けに関し、「有価証券の引受け等に関する規則」（以下「引受規則」という。）の適用関係の見直しの提案を受けたことから、「引受けに関するワーキング・グループ」において検討を行った。

同ワーキング・グループでは、会員がCBのリパッケージ（注）を目的として、第三者割当により発行されるCBの募集に係る引受けを行う際には、会員によるCBの買受けが行われていると評価できることから、「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（以下「第三者割当規則」という。）の規定を準用することとし、また、社債券部分の譲渡を受ける投資家は適格機関投資家のみであることから、一定の要件のもと、引受規則における引受審査等の規定を適用除外とすることが適切である旨を明確化すべきとの結論に至った。

このため、第三者割当規則の規定を準用することを含め、一定の要件をすべて満たす第三者割当により発行されたCBの募集の引受けに関し、引受規則の一部を改正することとする。

（注）第三者割当により会員がCBを取得し、当該CBを額面相当で買戻す権利の付与を受けたうえで信託銀行等又はSPCに譲渡することにより、実質的に、新株予約権部分を会員に帰属させるとともに、社債券部分を適格機関投資家私募と同等の取扱いにより適格機関投資家に譲渡すること。

### II. 改正の骨子

（1） 第三者割当規則を準用して遵守することを含め一定の要件をすべて満たす第三者割当により発行されるCBの募集の引受けについて、引受規則の一部を適用除外とする。

（引受規則第39条第8号）

（2） （1）に伴い、所要の規定の整備を図ることとする。

### III. 施行の時期

この改正は、令和2年9月15日から施行し、同日以降の取締役会決議（指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を、監査等委員会設置会社にあつては取締役の決定を、それぞれ含む。）により発行が行われるCBの募集から適用する。

## パブリックコメントの募集スケジュール等

### (1) 募集期間及び提出方法

- ① 募集期間：令和2年6月17日(水)から令和2年7月31日(金)17:00まで(必着)
- ② 提出方法：郵便又は専用フォームにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋2-11-2

日本証券業協会エクイティ市場部 宛

専用フォームの場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=32>

### (2) 意見の記入要領

件名を「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

- ① 氏名
- ② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）
- ③ 会社名（法人又は団体として御意見を提出される場合、その名称を御記入ください。）
- ④ 意見の該当箇所
- ⑤ 意見
- ⑥ 理由

### ○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 エクイティ市場部 （TEL 03-6665-6770）

以 上

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について（案）

令和 2 年 6 月 17 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p><b>（この規則の一部の適用除外）</b></p> <p>第 39 条 次に掲げる株券等の募集及び売出しの引受けについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。</p> <p>1～7 （ 現行どおり ）</p> <p>8 <u>次に掲げるすべての要件を満たす第三者割当（企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 1 号㉠に規定する方法をいう。）により行う金融商品取引所に上場していない転換社債型新株予約権付社債券（以下「CB」という。）の募集</u></p> <p>イ <u>会員は本号に基づく引受け後にCBを信託銀行等（外国におけるこれに相当するものを含む。）又は特別目的会社（資産の流動化に関する法律第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社又は事業内容の変更が制限されているこれと同様の法人（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。）に譲渡すること</u></p> <p>ロ <u>前イの譲渡に際し、譲渡先が譲渡元である会員に対しCBを額面相当で買戻す権利を付与すること</u></p> <p>ハ <u>本号イの譲渡先は、適格機関投資家に対しCBを裏付け若しくは担保として発行する社債券等（社債券及び特定社債券（金商法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する特定社債券をいい、外国法人の発行する証券又は証書で特定社債券の性質を有するものを含む。）をいう。以下本号において同じ。）の払込金又は適格機関投資家からCBを裏付け若しくは担保とする借入金をもって本号イの譲渡代金を支払うこと</u></p>	<p><b>（この規則の一部の適用除外）</b></p> <p>第 39 条 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。</p> <p>1～7 （ 省 略 ） （ 新 設 ）</p>

改 正 案	現 行
<p>ニ <u>前ハの社債券等又は借入金に係る債権が適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれがないこと</u></p> <p>ホ <u>本号に基づく引受けについて、会員は「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第3条から第15条までの規定を準用の上、遵守すること</u> <u>第3条から第38条まで</u></p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、令和2年9月15日から施行し、同日以降の取締役会決議（指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を、監査等委員会設置会社にあつては取締役の決定を、それぞれ含む。）により発行が行われるCBの募集から適用する。</p>	